

## 県議・政務調査費の住民訴訟を提起

### 浅井議長に約317万円の支払請求

## 仁坂知事個人に 約329万円の支払請求

私達は、6月24日、仁坂吉伸知事に対し、浅井修一郎議員（現議長）が平成19年5月分～24年度の約6年間に違法に支出していた政務調査費のうち、同議員に平成23年5月分～25年3月分までの約2年分合計約317万円、仁坂知事個人に平成21年度～23年4月分の約2年分合計約329万円の支払い請求するよう求める住民訴訟を提起しました。

訴状では、平成19年 会、政党支部の事務所 5月分～24年度（25年 が併用されているから、 3月まで）の間の各年 4分の1を超える支出 度に支出した政務調査 費（事務所費・事務費 ・人件費の3項目）に ついて、

事務所費として支出した議員自身が代表者を務め、他の役員も家族が務める（株）浅井への家賃等の支払は、実質的には議員個人の利益になっており支出の全額が違法である

事務費と人件費の支出は、政務調査費用所に（株）浅井、後援

訴状では、平成19年 会、政党支部の事務所 5月分～24年度（25年 が併用されているから、 3月まで）の間の各年 4分の1を超える支出 度に支出した政務調査 費（事務所費・事務費 ・人件費の3項目）に ついて、

事務所費として支出した議員自身が代表者を務め、他の役員も家族が務める（株）浅井への家賃等の支払は、実質的には議員個人の利益になっており支出の全額が違法である

事務費と人件費の支出は、政務調査費用所に（株）浅井、後援

これは、知事として仁坂氏は、浅井議員に対して返還請求権を行うべきであったのに、それを怠り、時効消滅させて県に損害を負わせた。だから、県の損害を賠償すべきであるとして、その責任を追及したものです。

それ以前すなわち21年3月以前の分は、住民監査請求する期間を過ぎていたことから、裁判上の請求はしないことにしました。

指摘した浅井議員の違法支出は、私達がこれまで14～18年度分の政務調査費（事務所費・事務費・人件費）支出で一部違法を認めたと2件の判決でも違法としている

内容と同じです。



あじさい

仁坂知事の「たかり発言」を考える

釈明 踏まえても「不適切」

阪谷 仁坂知事の「たかり発言」、みなさん、知っていますか。

迫間 そりゃ、知っていますよ。ネットでも物議を醸していましたから。

阪谷 県を相手に訴える裁判に絡んでの発言ですか

ら。私達も無関心ではないられます。

畑中 そう、その渦中に、私達は、政務調査費の住民訴訟を提起しましたから、なおさらです。

阪谷 発言は、6月23日の参院選和歌山選挙区の自

民党現職候補者・鶴保氏の応援演説で飛び出したらしい、のです。

迫間 発言を再現すると、

畑中 再現すると、「特定の政党を支持している人ですけれども、だれどもそれだけじゃなく、あの人、何というか弁護している人は県から見たらたかりじゃないかなという案件でいつも出てくるんですね、あの人と。」と

言ったと確認されています。

阪谷 どう考えても、許される発言ではないですね。

畑中 みなさんは、ご存じでしょうか。「乱暴な発言」としてこのことをテーマに扱った「紀伊民報」という紀南地方を中心

に発行されている新聞の「水鉄砲」欄に掲載されたコラムです。

迫間 いえ、まだ読んでいませんが……。

畑中 その文中に、社会正義の実現に貢献した例示の一つに、当会のことを挙げて頂いていて、こそばゆいですが、本筋をついていて、とても分かりやすい。是

非、紹介したいので、次ページに掲載します。

阪谷 なるほど。知事の発言が「めちゃくちゃな言い分」であることが、よく分かります。

畑中 私もそう思ったものだから。

迫間 批判された由良さんを擁立した市民団体「市民連合わかやま」は、「あるまじき暴言」「言語道断だ」とするコメントを発表していました。

阪谷 仁坂知事は、その後の定例記者会見で、記者の質問に答える形で釈明を行ったことが、伝えられています。しかし、釈明ではなく

開き直っていると、感じました。

迫間 「何で悪いのか」と言ってた、からですか。

阪谷 はい、仁坂知事は、「たかり発言」したことを認めたと上で、「訴訟に振り回され（弁護費用に）、県民のお金をいっばい払うのはつらい」と思ってたのであって、何で悪いのかと思う」と言ったのです。だからといって……。

畑中 「何で悪いのか」はないと。

阪谷 はい。そのように思ってた言ったとしても、「たかり」はないでしょう。そのことも分からないのだからか。

畑中 ですね。そもそも、「たかり」は、ねだったり、脅かしたりして、金品等の提供をうけることを意味します。その意味からすれば、とて

やっぱり不適切発言

もじやないが、説明に  
はなっていない。  
迫問 確かに。  
畑中 弁護士費用の点で  
考えても同じ事です。

迫問 と言うと。  
畑中 もとより訴えた側  
の弁護士費用は、訴え  
たときに県費から支払  
ってくれることは一切  
なく、「たかり」と言  
われる関係には全くな  
いからです。  
阪谷 県側の弁護士にし  
ても、起こされた裁判

7月3日付、紀伊民報より引用

## 「乱暴な発言」

仁坂吉伸知事の発言が荒  
つぽい。23日、和歌山市で  
開かれた参院選和歌山選挙  
区、自民党現職候補の応援  
演説での発言もその一つ  
だ。

事実上の野党統一候補  
である弁護士で無所属新  
顔の候補を「相手の方」  
「弁護士の方」と表現し  
「県からみたらたかりじ  
やないかな」という案件  
(裁判)でいつも出てく  
る」と中傷。県が訴訟を  
起こされると、その対応  
に税金がかかるとして  
「なんでこんなことまで  
やらなきゃいけないのか  
などというのが多い」など  
と話した。

めちやくちやな言い分  
である。弁護士が市民の  
人権や財産を守る活動を  
するのは本来の職務だし、  
県の行政執行に問題があ  
れば、訴訟を起こすのも  
同様だ。弁護士の適切な  
活動でそれが実現された  
例はいくつもある。

県議に交付される政務  
活動費の支出を不当とし  
て和歌山市の税理士が県  
を相手に起こした訴訟で  
は、2012年3月に和  
歌山地裁が違法性を認め、  
県議団と県議4人が約1  
344万円を返還。14年  
2月の市民オンブズマン  
による訴訟では、大阪高  
裁が違法性を認め、県議



39人が約7230万円を  
県に返還した。ともに行  
政訴訟が税金の不当な支  
出を許さず、社会正義の  
実現に貢献した例であ  
る。

訴訟を起こす住民を  
「たかりじゃないかな」  
といい、それを支援する  
弁護士を選挙に絡めて批  
判する。選挙妨害が疑わ  
れる発言であり、知事と  
しての資質も問われかね  
ない。公人としてあまり  
にも乱暴な対応である。

(石)

が「たかり」と感じる  
裁判であれば、弁護士  
に依頼することなく勝  
てるような事案だろう  
と思いませんか。でな  
ければ、とて  
もじやないが  
「たかり」と  
は言えないで  
しょ。とする  
と、県側も弁  
護士に依頼す  
る事案は、「た  
かり」とは無  
関係の関係の  
裁判というべ  
きです。

迫問 なるほど。  
そう言えます  
ね。

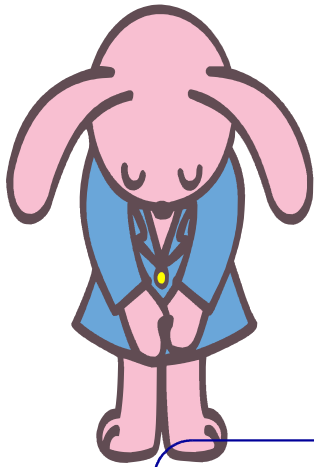
畑中 やっぱり  
「たかり発言」  
は、どう考え  
ても「不適切  
発言」じゃ、  
ないですか。  
迫問 でも、仁  
坂知事は、「た  
かり発言」を  
撤回も謝罪も  
しない、と言っていま  
す。

畑中 でしたね。弁護士  
の弁護士活動や行政訴訟  
については「制度があ  
るから行為自体は批判  
できない。そのことを  
たかりと行つた覚えは  
全くない」と言つて、  
撤回も謝罪もしない、  
と言っています。

阪谷 「たかり」をして  
いない人を「たかり」  
と中傷したことの、是  
非が問われているの  
に。すり替えています  
ね。他人を中傷したの  
に誤らないのは、知事  
はもとより人として問  
題じゃ、ないですか。

迫問 先に紹介のあつた  
紀伊民報のコラムニス  
トも、「知事としての  
資質も問われかねな  
い」、「公人としてあ  
まりにも乱暴な対応であ  
る。」と言っておられ  
ますが、その通りです  
ね。

# 新年度 会費 納入のお願い



新年度になりましたので、会費のご請求をさせていただきます。

会費は1口2500円で、できる限り複数口のご送金にご協力をお願いします。

ご送金は、下記の銀行口座もしくは、同封の郵便振替にてお送り下さい。

なお、領収書の発行を省かせていただいておりますので、ご送金された控えをご保管下さい。領収証の必要な方はお手数がかかりますが事務局までご連絡下さい。

## 《ご送金先》

きのくに信用金庫本店  
普通預金 0419585  
名義 市民オンブズマンわかやま  
事務局長 じむきょくちょう はたなかまさよし 畑中正好

郵便局  
加入者名 市民オンブズマンわかやま  
口座番号 00990 - 7 - 11007

## 県議政務調査費住民監査請求の結果

### 一部監査決定しないという異例の結論

## その他の請求

### 一切認めず

3月29日に引き続き5月11日と19日に相次いで住民監査請求していた、元・現県議らの政務調査費の一部返還と返還請求権の一部時効消滅分の賠償請求についての結果が、5月27日と7月8日（2件分）にありました。

5月27日にあった結果は、請求人らの請求の一部について監査決定しないという異例の結論がありました。それは、4人の監査委員のうち2人が、一部請求人の主張に理由があるとしたのに対し、2人の県議の監査委員がそれを認めないとしたので合議が整わなかった、というものです。この2人は、政務調査費を用途しておりかつ、浅井議員と同じ自由民主党県議団に所属していることからすると、もとより、公平・公正であるべき監査委員に問題があったといふべきです。その他の請求は一切認められていません。

なお、1面記載のとおり5月27日に結果があった分は、すでに訴訟に訴えました。

# 県議政務活動費の資料開示費用

## なんと5万2970円



左の写真は、平成25年度の県議政務活動費に関する開示資料（写し）です。39人分（昨年開示した森れい子議員分を除く）で、なんと5297枚あり、交付費用として、5万2970円（1枚10円）支払いました。今後も、平成26年度や27年度分の開示が必要です。ですが、1年分で約6万円は、当会の

### 領 収 証 書

第 S1410000110 号		
平成 28 年度		
調定番号		
領収金額	本収入	¥52,970
	延滞金	
	違約金	
	合計	¥52,970
納入者氏名	畑中 正好 様	
備考		
上記のとおり領収しました。 平成 28 年 5 月 20 日 和歌山県議会事務局総務課 出納員（取納員） 氏名 窪田 東		
注意	(ア) この領収証書の領収金額を訂正したもの、出納員（取納員）の公印及び認印のないものは無効でありますからその場合は直ちに正規の領収証書の交付を請求してください。 (イ) この領収証書は後日の証拠として大切に保存してください。	

財政状況では厳しい現実があり、次の開示申請をためらう結果になっています。しかし、資料を見ないでは監視もチェック

もできません。これまでも、いつでもタダで見ることのできるネット公

## 募金にご協力を お願いいたします

開あるいは、数百円台の費用で開示が受けられるCDでの交付を要請してきました。しかし、議長は、言を左右にするばかりで聞き入れてくれません。ネット公開は、大阪府や高知県はじめ27市町村議会ですでに実施されており、コピー機等で容易にできることなのです。なのに、何故拒むのか。それは、容易にアクセスされないままにしておきたい、とする意図からに違いありません。そのような後ろ向きな県議会だからこそ、高額の交付費用を支払っても、チェックする必要があるので、みなさんに、その費用を賄うための募金を訴えさせて頂く次第です。どうか、ご協力をよろしくお願い致します。

## 当面の予定

7月11日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日  
7月21日 PM 6:00 ~  
第2回全員会議  
8月22日 PM 4:00 ~  
編集会議  
9月05日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日  
9月15日 PM 6:00 ~  
第3回全員会議  
9月24、25日  
全国オンブズ総会

## 重要連絡

定例の会員会議の日程を、奇数月の「第三木曜日」に変更しましたので、ご注意下さい。次回は下記のとおり7/21です。



## 次回会員会議のご案内

日 時 7月21日(木)午後6時 ~  
場 所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい。